

# 大網白里市地域福祉計画 概要版



平成 30(2018)年3月  
大網白里市

# 1. 計画策定の目的

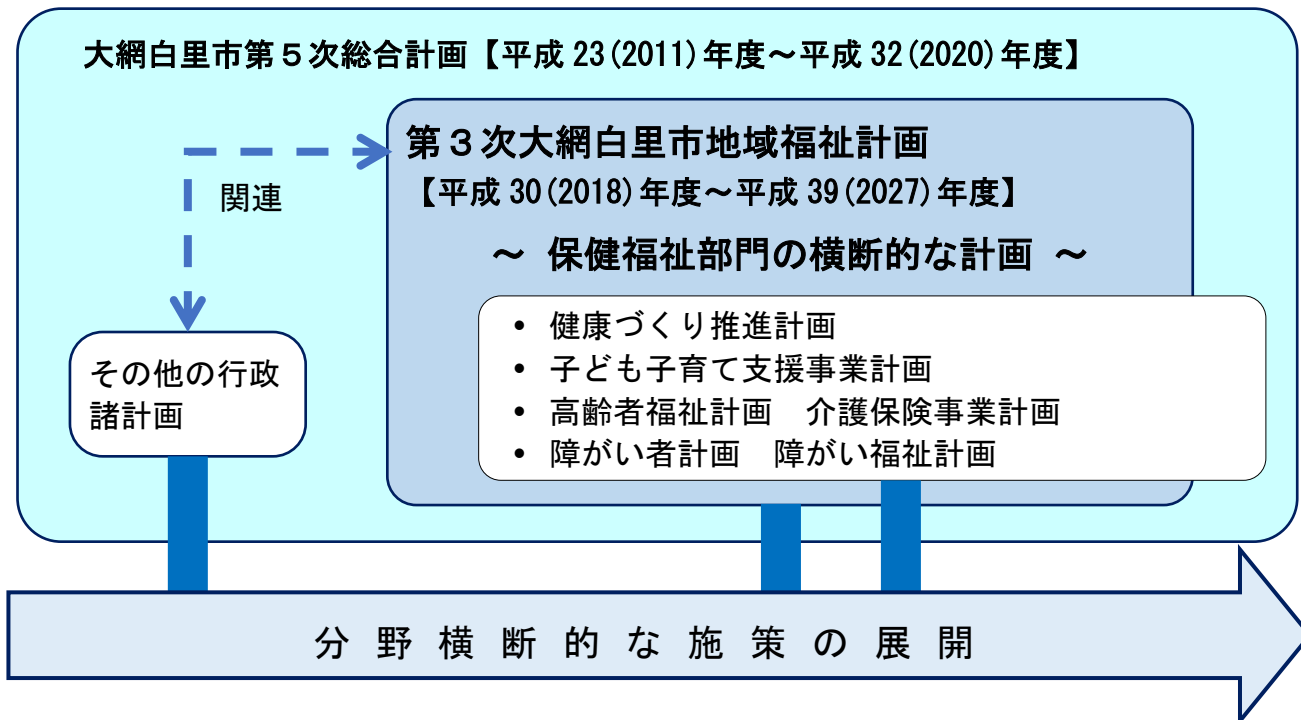
近年、自然災害が多発しているなかで、地域の身近なつながりは尊い命を救う大きな力になりますが、ライフスタイルの多様化やプライバシー意識の高まり等から、住民相互の連帯感や絆が弱まりつつあり、地域力の低下が懸念されています。また、少子化や高齢者のひとり暮らし・老老介護等、様々な社会状況の変化により、ニーズも多様化しています。

市民一人ひとりが、できることから一歩ずつ地域づくりに参加できる仕組みをつくり、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていくことができる地域社会を実現していくため「第3次大網白里市地域福祉計画」を策定いたしました。

# 2. 計画の位置づけ

「大網白里市第5次総合計画」を上位計画とし、各種分野との整合性を図り、連携のとれた計画とします。また、保健福祉関連計画を包括する上位計画としても位置づけます。

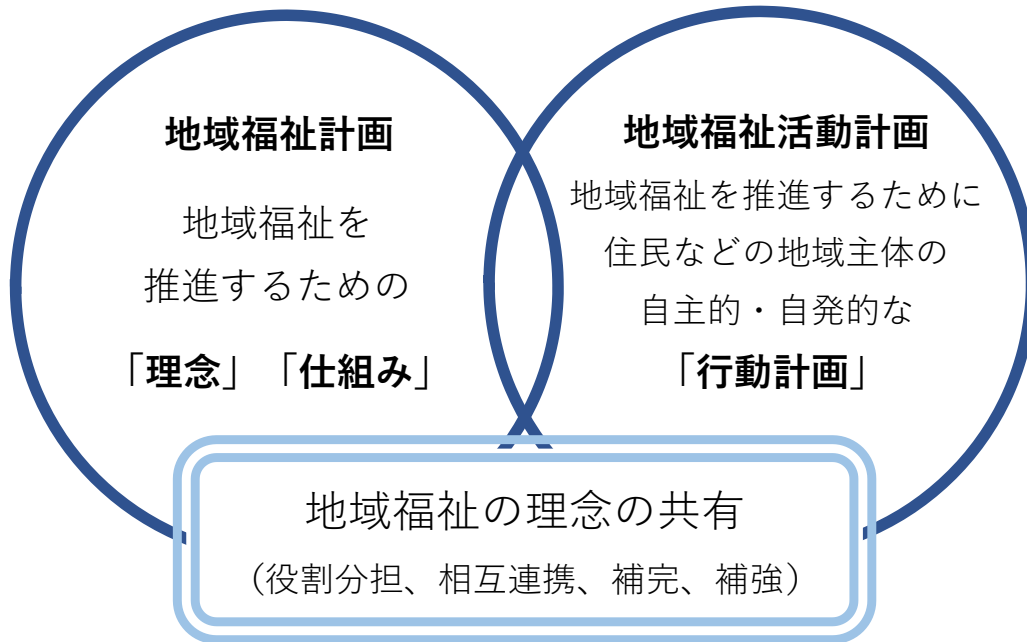
## ■関連諸計画との位置づけ



### 3. 地域福祉活動計画との関係

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



### 4. 計画の期間

本計画は、平成 30(2018)年度から平成 39(2027)年度までの 10 年間を計画期間とします。また、社会情勢の変化に合わせて、適宜見直しを行います。

■計画の期間

| 平成25<br>(2013)<br>年度          | 平成26<br>(2014)<br>年度 | 平成27<br>(2015)<br>年度 | 平成28<br>(2016)<br>年度 | 平成29<br>(2017)<br>年度 | 平成30<br>(2018)<br>年度          | 平成31<br>(2019)<br>年度 | 平成32<br>(2020)<br>年度 | 平成33<br>(2021)<br>年度 | 平成34<br>(2022)<br>年度 | 平成35<br>(2023)<br>年度 | 平成36<br>(2024)<br>年度 | 平成37<br>(2025)<br>年度 | 平成38<br>(2026)<br>年度 | 平成39<br>(2027)<br>年度 |
|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第5次総合計画（基本計画）                 |                      |                      |                      |                      |                               |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
| 第2次大網白里市<br>地域福祉計画            |                      |                      |                      | 評価<br>策定             |                               |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|                               |                      |                      |                      |                      |                               |                      |                      | 第3次大網白里市地域福祉計画       |                      |                      |                      |                      |                      |                      |
|                               |                      |                      |                      |                      |                               |                      |                      | 評価                   |                      |                      |                      |                      |                      | 評価<br>策定             |
| 第4次大網白里市地域福祉活動計画<br>(社会福祉協議会) |                      |                      |                      |                      | 第5次大網白里市地域福祉活動計画<br>(社会福祉協議会) |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |                      |

## 5. 計画の基本理念

本市の地域福祉をめぐる課題及びこれまでの地域福祉分野における取組み、そして地域共生社会の考え方を基本的な視点として踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

ふれあい 支えあい 助けあい が広がる  
“あい” にあふれるまち  
～ 踏み出す一歩が 地域をかえる ～

## 6. 基本目標

### <基本目標1>

必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち

- 地域福祉の情報を、きめ細やかに提供・発信できるよう努めるとともに、誰もが気軽に相談できる包括的な相談支援体制の構築に努めます。
- 地域福祉のさらなる推進に向けて、地域福祉に対する理解を醸成していくなかで、差別のない、互いに理解しあえるやさしいまちをめざします。

### <基本目標2>

つながる人の輪で とともに支えあい 温かな心が通いあうまち

- 市民同士がつながりを深め、主体的な参加のもと、市民協働やボランティア活動などを通して、共に支えあうことができる、よりよい地域づくりをめざします。
- 社会福祉協議会をはじめとする地域福祉の関係機関との協働・連携により、市民の手で行われる様々な地域活動やボランティア活動の活性化を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる人材の創出と育成に努めます。

### <基本目標3>

一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくりを進めるために、身近な生活環境が充実し、住みやすさが実感できる環境整備に努めます。
- 防災・防犯対策など地域の安全・安心を向上させていくとともに、一人ひとりが地域で活躍できる場の創出や活動しやすいまちづくりに努めます。
- 福祉関係諸制度によるサービスの整備・充実に取り組むとともに、福祉制度の狭間で各種サービスを十分に利用できない人にも適切な支援が届くよう提供体制の整備に努めます。

## 7. 地域共生社会について

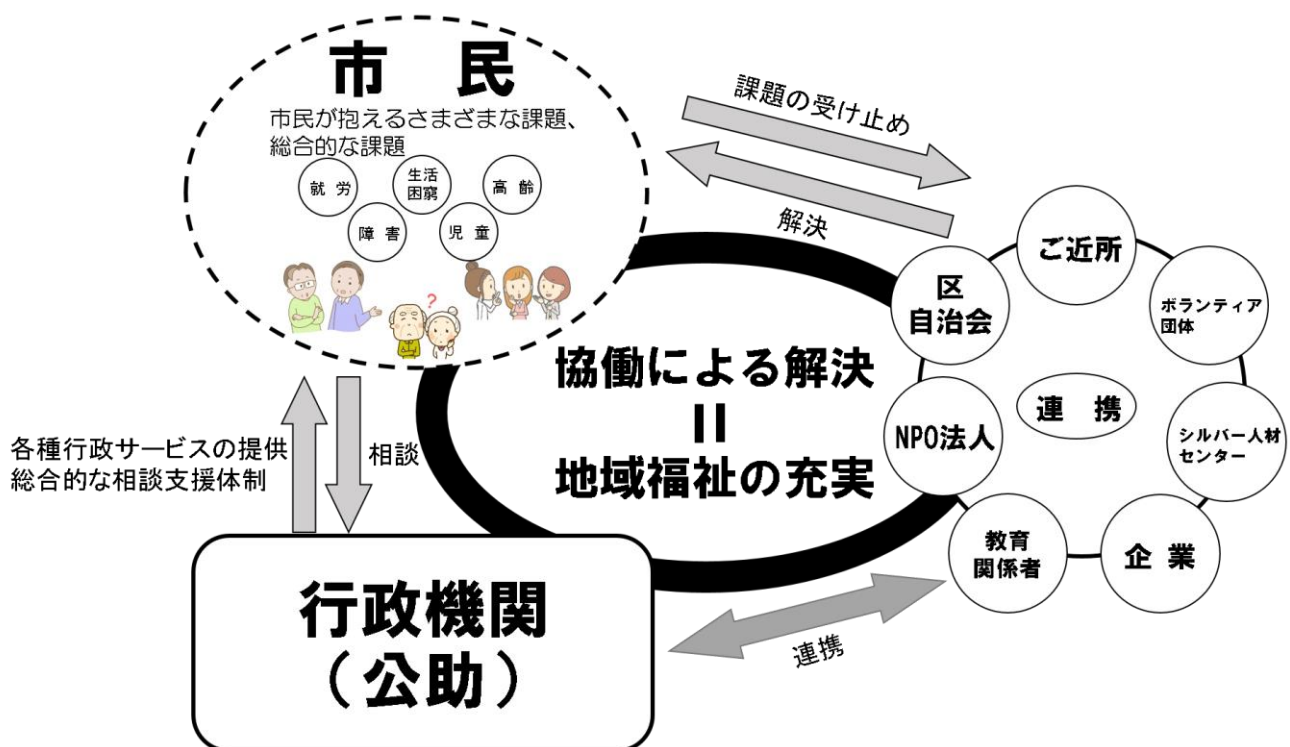
かつて地域では、相互扶助や家族同士の助けあいなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。しかし、社会の様々な変化により、地域や家庭の役割の一部を代替する必要性から、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに、社会保障制度の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。

現在、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場で支えあいやつながりが弱まっています。また、人口減少により、地域社会では、経済活動の担い手の減少を招いており、耕作放棄地や、空き家、商店街の空き店舗など、様々な課題が顕在化しています。

地域社会の存続への危機感が高まるなか、社会保障や産業などの領域を超えて多様な主体がつながり、地域社会全体を支えていくことが、これまでも増して重要となっています。さらに、対象者別に整備された公的サービスについても、様々な分野の課題が複雑化していることや、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援が必要となっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係にとらわれず、市民はもちろん地域の様々な主体が地域づくりに参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものです。

### ■地域共生社会のイメージ



## 8. 計画の具体的な取組み

市民 …… 市民が取り組むこと

地域団体 …… 地域や団体等が取り組むこと

市 …… 市（行政）が取り組むこと

### 基本目標 1

**必要な人に必要とする支援が行き届く すべての人にやさしいまち**

#### (1) 情報提供体制の充実

市民 ◆ 市や関係団体等からの各種必要な情報を積極的に入手するよう努めましょう。

地域団体 ◆ 市民や地域に、活動の情報を積極的に提供するよう努めましょう。  
◆ 行政、関係機関、団体間で情報交換、連携し、情報提供体制の構築に努めましょう。

市 ① 情報提供体制の充実 ② 個人情報の保護と適切な管理・運用  
③ 地域福祉活動の周知

#### (2) 相談支援体制の充実

市民 ◆ 困ったときは、ひとりで悩まず、さまざまな相談機関を活用しましょう。  
◆ 困っている人がいたら、適切な相談機関を紹介してあげましょう。

地域団体 ◆ 各種制度等について最新の情報収集に努めながら相談体制の充実を図りましょう。  
◆ 相談を受け付けた場合、適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他の機関へ連絡し、連携を図るように努めましょう。

市 ① 相談機関の連携及び適切な相談体制の確保 ② 各相談機関の周知  
③ 包括的相談支援体制の構築

#### (3) 福祉理解の促進

市民 ◆ 地域の人たちとあいさつを交わし、地域のつながりを深めましょう。  
◆ 認知症や障がいについての正しい理解に努めましょう。  
◆ 地域行事等に積極的に参加しましょう。

地域団体 ◆ ひとり暮らし高齢者や障がい者、育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、思いやりを持って、日頃からの交流・支援に努めましょう。  
◆ 地域福祉の理解や生活課題の解決につながる講座や講習を充実しましょう。  
◆ 市や関係機関等と連携し、高齢者や障がい者、子どもの権利侵害の防止に努めましょう。

市 ① 福祉教育の推進 ② あらゆる差別の解消 ③ 人権についての啓発促進  
④ 認知症の理解促進及び成年後見制度利用支援事業の充実

## 基本目標 2

### つながる人の輪で ともに支えあい 温かな心が通い合うまち

#### (1) 市民と行政、団体との協働の推進

市民

- ◆ 地域の活動や市との協働事業に積極的に参加しましょう。

地域  
団体

- ◆ 市民との協働による地域福祉活動を推進しましょう。
- ◆ 情報交換・連携に努めましょう。

市

- ① 市民意見の反映
- ② 市の施策、事業の理解促進
- ③ 広聴活動の充実
- ④ 市民と行政の協働事業の推進
- ⑤ 市民活動支援センターの設置

#### (2) 社会福祉協議会など地域福祉関係機関との連携

市民

- ◆ 社会福祉協議会など地域で活動する団体のことに関心を持ちましょう。
- ◆ 社会福祉協議会やその他地域の活動、行事等に積極的に参加しましょう。

地域  
団体

- ◆ 他の地域福祉関係機関や市との情報交換、連携に努め、活動成果の共有を図るなど地域福祉の推進組織として、地域に根ざした活動に取り組みましょう。

市

- ① 社会福祉協議会との連携
- ② 民生委員児童委員の活動の支援
- ③ 区・自治会等の活動への支援
- ④ 地域における各種団体の活動への支援と連携

#### (3) ボランティア活動等市民参画の推進

市民

- ◆ ボランティア活動について興味を持ち、活動について理解しましょう。
- ◆ 持っている様々な知識や技能、資格等を生かして、地域の活動に参加しましょう。
- ◆ ボランティア活動について地域の人たちへ広めましょう。

地域  
団体

- ◆ 各団体の活動について情報発信に努めましょう。
- ◆ 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組み、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の改善に取り組みましょう。
- ◆ 企業に勤めている方も地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加しましょう。

市

- ① ボランティア活動の把握と情報の一元化及び周知等
- ② ボランティア活動機会の充実
- ③ 福祉人材の育成
- ④ NPO活動の支援

## 基本目標 3

### 一人ひとりが安心して暮らせる 福祉が充実したまち

#### (1) 安全・安心のまちづくりの推進

- 市民**
  - ◆ 近所のつきあい、地域内の交流の場などを通じ、地域に住む避難行動要支援者への支援に協力しましょう。
  - ◆ 日頃の生活の中で、地域の人への声かけ、子どもたちへの見守り、さまざまな機会を通じて地域の安全に関心を持ち、地域ぐるみで安全安心の維持向上に努めましょう。
- 地域団体**
  - ◆ 自主防災組織がない地区は、早期の設立をめざすとともに、避難訓練にも積極的に参加し、地域ぐるみで日頃から災害への備えをしておきましょう。
  - ◆ 消防団と連携をし、消防団員の確保に協力しましょう。
  - ◆ 民間の事業所等は、市との災害時の応援協定の締結など、災害時の連携・協力を努めましょう。
  - ◆ 市や関係機関と連携し、地域の防犯体制の充実に協力しましょう。
  - ◆ 不審者に関する情報提供に努めましょう。
- 市**
  - ① 避難行動要支援者の把握と避難体制の確立      ② 防災意識の啓発
  - ③ 防犯対策の充実

#### (2) 活動しやすいまちづくりの推進

- 市民**
  - ◆ 市や社会福祉協議会等によるさまざまな事業へ積極的に参加しましょう。
  - ◆ ボランティア、NPOなど地域の活動へ積極的に参加しましょう。
  - ◆ 空家や商店の空き店舗など民間施設の有効活用に協力しましょう。
- 地域団体**
  - ◆ 市や他の団体等と連携し、ふれあいいきいきサロンなど、市民の交流活動の促進に取り組みましょう。
  - ◆ 行政等と連携し、地域のバリアフリー情報の収集・提供に協力するとともに、管理施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインに努めましょう。
- 市**
  - ① 地域活動の場づくり
  - ② 施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザインによる整備の促進
  - ③ 公共交通の利便性向上      ④ 外出支援の充実



### (3) 健康づくりの推進

市民

- ◆ 自分の健康や生活習慣に関心を持ち、バランスのよい食事や日常的な運動を継続し、自主的な健康づくりに取り組みましょう。
- ◆ 定期的に健康診断やがん検診を受け、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。
- ◆ 身近な地域で健康や疾病について相談できるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局等を持つよう努めましょう。
- ◆ 救急車の適正利用に努めましょう。

地域  
団体

- ◆ 行政等と連携し、市民の健康づくりを支援しましょう。
- ◆ 行政等と連携し、救急医療体制等への協力を努めましょう。
- ◆ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を促進しましょう。
- ◆ 救急車の適切な利用を呼びかけましょう。

市

- ① 学校教育における飲酒、喫煙、薬物対策の推進
- ② 食育の推進
- ③ 地域医療体制の充実
- ④ 救急医療体制の充実と適正利用の促進
- ⑤ がん検診等の充実
- ⑥ 特定健診・特定保健指導の実施
- ⑦ かかりつけ医等の普及
- ⑧ 生活習慣病の予防・重症化予防

### (4) 子育て施策の推進

市民

- ◆ 地域に住む子どもたちが安全に外遊びなどできるよう、見守りに努めましょう。
- ◆ 子どもとのふれあい方、子育て、子どもの健康に関する知識を身に付けるよう努めましょう。

地域  
団体

- ◆ 育児・子育て家庭が地域から孤立しないよう、日頃からの交流・支援に努めましょう。
- ◆ 子育てと就労のワーク・ライフ・バランスに留意した団体運営・経営に努めましょう。

市

- ① 乳幼児の健康増進
- ② 幼児教育・保育サービスの充実
- ③ 交流機会の充実
- ④ 子どもの居場所づくり
- ⑤ 家庭教育の推進
- ⑥ 学校保健の充実
- ⑦ 地域における子育て支援の充実
- ⑧ 児童虐待防止・DV被害防止対策

## (5) 高齢者施策の推進

市民

- ◆ 介護保険制度への理解を深めるとともに、介護予防や認知症サポーター養成など、自らが取り組める活動やサービスを積極的に活用し、心身ともに健康な生活が送れる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 高齢者世帯や一人暮らし高齢者への見守りに努めましょう。
- ◆ 老人クラブ、シルバー人材センター等へ積極的に参加しましょう。

地域  
団体

- ◆ 介護保険制度に基づくサービス提供体制の充実を図りましょう。
- ◆ サービス従事者の資質向上を図りましょう。
- ◆ ふれあいいきいきサロン、高齢者見守り活動など、地域の実情にあった高齢者との交流機会の充実を図りましょう。
- ◆ 市、関係機関等と連携し、高齢者の暮らしの支援に努めましょう。
- ◆ 総合事業の理解を深め、地域や市民の介護予防や生活支援の実施に努めましょう。

市

- ① 高齢者の生きがい活動の充実
- ② 総合事業の推進
- ③ 介護保険サービスの質の向上
- ④ 生活支援体制整備事業の推進

## (6) 障がい者施策の推進

市民

- ◆ 障がいについて正しく理解するように努めましょう。
- ◆ 障がい者への配慮やサポートなどに努めましょう。

地域  
団体

- ◆ 障がい福祉制度や障がい者の日ごろの生活等への理解を深め、日常生活や地域活動へ障がい者が積極的に参加しやすい環境づくりに努めましょう。
- ◆ 保育所、幼稚園、小・中学校、行政と連携し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を努めましょう。
- ◆ 行政、サービス提供事業者等との連携に努めるとともに、サービス提供体制の充実を図りましょう。

市

- ① 障がいのある子への支援
- ② 障がい福祉サービスの充実
- ③ コミュニケーションの確保

## (7) 生活困窮者、若者への支援

市民

- ◆ 普段から近所のさまざまな世代の人とのあいさつなどを通じて交流し、互いに気軽に話ができる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 困っている若者等に、一人で悩まず、行政などで相談ができることを伝えましょう。

地域  
団体

- ◆ 地域内の交流を図り、若者や生活に困窮している世帯の見守りに努めましょう。

市

- ① 青少年相談員活動の支援      ② 若者の社会参加への支援
- ③ 生活保護制度の適正な運用      ④ 生活困窮者への自立支援

## (8) 共生型サービス等の推進

市民

- ◆ 普段から地域や近所の方へのあいさつなどを通じて、気軽に交流ができる環境づくりに努めましょう。
- ◆ 地域の課題を、自分を含めたみんなの共有事項として、一緒に解決策を考えましょう。
- ◆ 現在、私たちの身の回りにある福祉資源とその果たしている役割について理解を深めましょう

地域  
団体

- ◆ 市等と連携し、制度の「狭間」や複合的な課題を持った世帯への支援に努めましょう。
- ◆ 関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めましょう。
- ◆ 市民との協働に取り組み、共生型サービスの推進に努めましょう。

市

- ① 「地域共生社会」についての理解促進      ② 新たな共生型サービスの検討・創設
- ③ 地域福祉関連計画の推進と地域共生社会の実現に向けた施策の見直し検討
- ④ 包括的相談支援体制の構築

# 地域福祉に関する相談先の情報

地域福祉に関する相談、問合せにつきましては、市の関係課がそれぞれ窓口となっています。

●社会福祉課 社会福祉班（団体の支援、社会福祉法人の指導などについて）

電話：0475-70-0330、Fax：0475-72-8454

●社会福祉課 障害福祉班（障がい者（児）支援について）

電話：0475-70-0337、Fax：0475-72-8454

●社会福祉課 保護班（生活保護について）

電話：0475-70-0302、Fax：0475-72-8454

●子育て支援課 児童家庭班（児童手当、子ども医療、児童扶養手当など児童福祉について）

電話：0475-70-0331、Fax：0475-72-8454

●子育て支援課 保育班（保育所、学童保育などについて）

電話：0475-70-0347、Fax：0475-72-8454

●高齢者支援課 高齢者支援班（高齢者のための福祉サービスなどについて）

電話：0475-70-0332、Fax：0475-72-8454

●高齢者支援課 介護保険班（介護保険について）

電話：0475-70-0309、Fax：0475-72-8454

●地域包括支援センター（高齢者に関する各種相談、介護予防、その他介護保険被保険者の支援などについて）

電話：0475-70-0439、Fax：0475-70-1093

●健康増進課（健康相談、がん検診などについて）

電話：0475-72-8321、Fax：0475-72-8322

●社会福祉協議会

民間の福祉団体として、地域に密着した福祉活動を行っているのが、大網白里市社会福祉協議会です。社会福祉協議会でも、福祉に関する情報提供や相談を行っています。

電話：0475-72-1995、Fax：0475-72-1996

●中核地域生活支援センター さんネット

（福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談、権利擁護について）

電話：0475-77-7531

●大網白里市生活相談センター リンクサポート（生活困窮者自立相談支援、在宅確保給付金について）

電話：0475-72-5439

●障害者就業・生活支援センター 山武ブリオ（障害のある方の就業全般に関する相談について）

電話：0475-77-6511

●千葉県山武健康福祉センター<山武保健所>（精神保健、特定疾患の相談について）

電話：0475-54-0611

●千葉県東上総児童相談所（18歳未満の児童の相談について）

電話：0475-27-1733

## 大網白里市地域福祉計画

発行年月 平成30年3月

発行 大網白里市

編集 大網白里市 社会福祉課

〒229-3292 大網白里市大網 115 番地2

TEL 0475-70-0330

FAX 0475-72-8454